平成２８年（フ）第９０号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷388番地の４
古氷町営住宅団地１号
債務者　西村優里菜
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４６号
新潟県上越市東城町３丁目７番９号
債務者　水谷　智和
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第８２号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山島59番地１
藤和シティコープ一宮石刀603号
債務者　野村　昌子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７０号
愛知県一宮市島村字花ノ木118番地　ハイム島村502号
債務者　磯谷　英彦
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２４号
香川県高松市伏石町2137―23　ドミール伏石Ｃ棟202号、住民票上の住所香川県高松市栗林町２丁目20番６号　ハイツヴァレイ404
債務者　石丸光太郎
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７１号
長崎県大村市乾馬場町790番地１　コーポ立川101、旧住所長崎県大村市協和町816番地６
債務者　松島惠美子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
長崎県五島市岐宿町岐宿116番地、住民票上の前住所長崎県諫早市天満町32番32―705号リバーサイドⅡ
債務者　比留木良孝
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第１９０８号
大阪市浪速区日本橋東２丁目１番16号　エスポワール大黒401号
債務者　曽我部佳世子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７６号
大阪府大東市三箇６丁目18番13号　サンドミール三箇203号
債務者　中村　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３０号
大阪市此花区梅香２丁目８番20号　マンション梅香502号、住民票上の住所大阪市此花区西九条４丁目５番15号
債務者　山形　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８３号
大阪市生野区巽西３丁目８番22号　巽セントポーリア　106
債務者　伊達　　勇
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０５号
大阪市大正区三軒家西２丁目12番８号　リバーヒル三軒家西Ⅲ　202号
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４９号
大阪府守口市佐太西町２丁目５番７号
債務者　福田冨美子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８１号
大阪市東淀川区菅原７丁目５番46号　淡路ハイツ303号
債務者　澤井　貴明
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５０８号
大阪府枚方市北中振１丁目10番21―301号
債務者　向井　　薫（旧姓若宮・庭月野）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５１７号
大阪市西淀川区大和田１丁目４番10号アーバンハイツ大和田Ⅱ　402号室、前住所大阪市西淀川区福町２丁目29番13号
債務者　井手奈保美（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６５０号
大阪市淀川区木川西４丁目４番３―405号
債務者　後藤　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部